政策条例検証特別委員会 次第

令和８年10月８日
午 後 １ 時 開 議
３ ０ １ 会 議 室

〇協議事項

１　条例について

２　検証対象とする条例について

〇その他

条例について

政策条例検証特別委員会

令和８年10月８日

１　国の法令

・憲法
　・法律
　　・国の省庁等が制定するもの
　　政令
　　府令・省令
　　人事院規則　など

２　地方公共団体の法令

- 条例（地方公共団体の議会）
- 規則（地方公共団体の長）
- 地方公共団体の委員会の規則その他の規程等（委員会）
- 訓令（地方公共団体の長など執行機関）

地方公共団体の法令

○規則を制定する行政委員会

教育委員会

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

人事委員会・公平委員会（地方公務員法）

公安委員会（警察法）

労働委員会（労働組合法）

地方公共団体の法令（条例と規則の関係）

条例で定める事項の例



- 義務賦課、権利制限　← 条例でなければ、これらをすることができない。
- 地方公共団体の事務所の位置
- 地方公共団体の休日
- 附属機関の設置
- 長の直下の組織と分掌事務
- 特別会計の設置（国保、介護、上下水道、病院等）
- 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項
- 公の施設の設置（スポーツ、文化、コミュニティ、図書館等）

地方公共団体の法令（条例と規則の関係）

規則で定める事項の例

・長の職務を代理する上席の職員

・財務に関する必要事項

・一般競争入札の入札保証金

地方公共団体の法令（条例と規則の関係）

条例（議決を要する）

施策を鮮明に打ち出せる。
制度の安定性が保証される。
硬直化の恐れがある。

行政の一般的基準
基本的、理念的事項

規則（長が制定）

迅速・柔軟に制定・改廃できる。

業務に密接した
具体的事項

地方公共団体の法令（条例施行までの流れ）

１　条例案件の提出

○普通地方公共団体の長（＝市長）　※地方自治法第149条
○（普通地方公共団体の）議員　※地方自治法第112条

・議員の定数の12分の１以上の賛成が必要
・「議長」には議案提出権が認められていない

２　条例案件の議決

○普通地方公共団体の議会　※地方自治法第96条

３　議決された条例の公布

○普通地方公共団体の長（＝市長）　※地方自治法第16条

地方公共団体の法令（条例と予算の関係）

注意すべき事項

・条例その他議会の議決を要すべき案件：
予算を伴うこととなるもの
⇒必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間、議会に提出できない。

（普通地方公共団体の）議員
○条例案件提出　⇒　**可能**
○予算案件提出　⇒　**不可能**　※地方自治法第112条第1項

３　法律と条例の関係

法律と条例の関係について

憲法９４条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内で条例を制定することができる**。

地方自治法１４条１項

普通地方公共団体は、**法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる**。

→政省令は法律の委任・執行するためのものなので
政省令に違反する条例は法律違反となります。

法律と条例の関係

上乗せ

法令に基づいて規制が加えられている事項について、
その法令と同一の目的でそれよりも厳しい規制を定めること

条例

国の法令

横出し

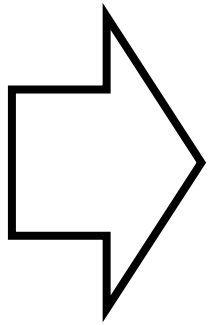
条例

法令と条例が同一目的で規制を行う場合について、
法令で規制を加えられていない項目について規制すること

法律と条例の関係

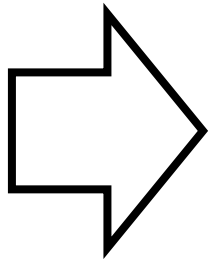
絶滅危惧種である『オニ』の
種の保全のため、鬼ヶ島地区への
特定の動物の持ち込みを禁止

法律
- イヌ
- サル
- キジ



禁止！

条例
- ネコ

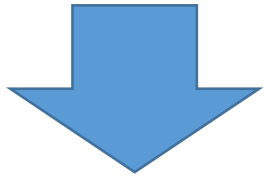


禁止？

法律が、ネコを規制しないで放置する趣旨かどうか。

都道府県条例と市町村条例の関係について

地方自治法に規定はありません。
　→　都道府県条例と市町村条例に優劣はありません。



県条例と市町条例との間に
　矛盾・抵触・競合のないようにする必要があります。

４　条例の効力

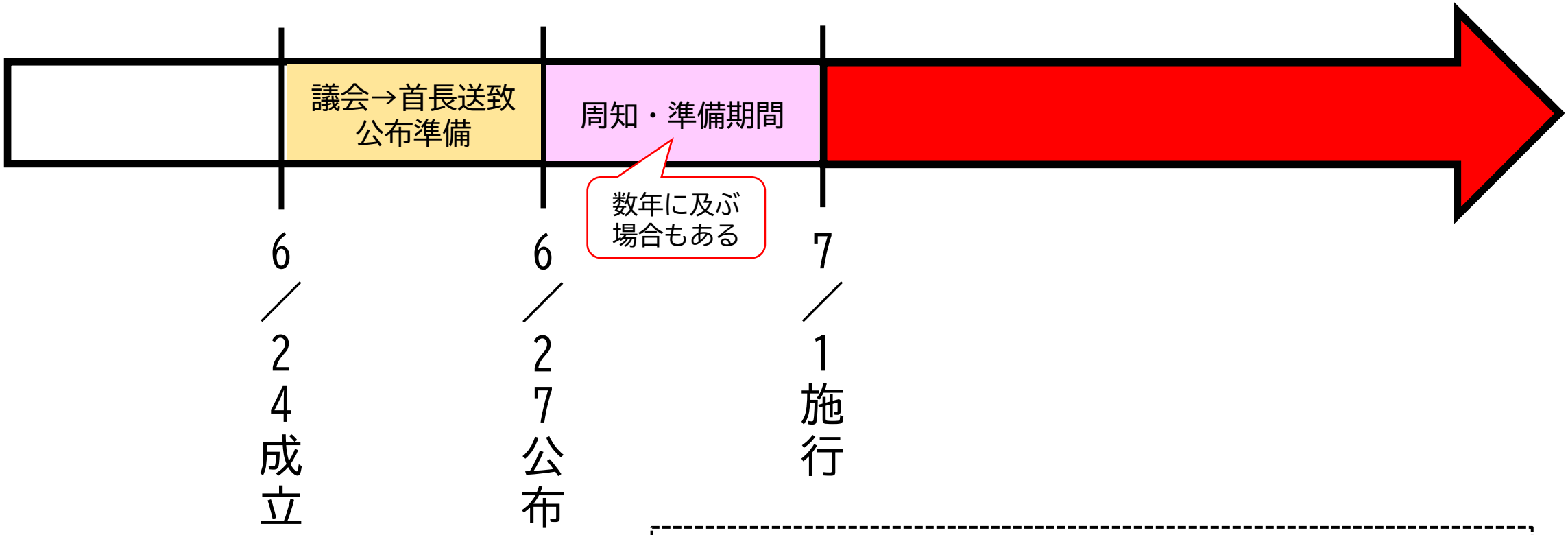
・**「公布」**、**「施行」**については、条例も法律と同様
・条例の公布の方法は、自治法１６条４項の規定により各地方公共団体の「公告式条例」の定めるところによる。

例）

・公報に掲載
・掲示場に掲示

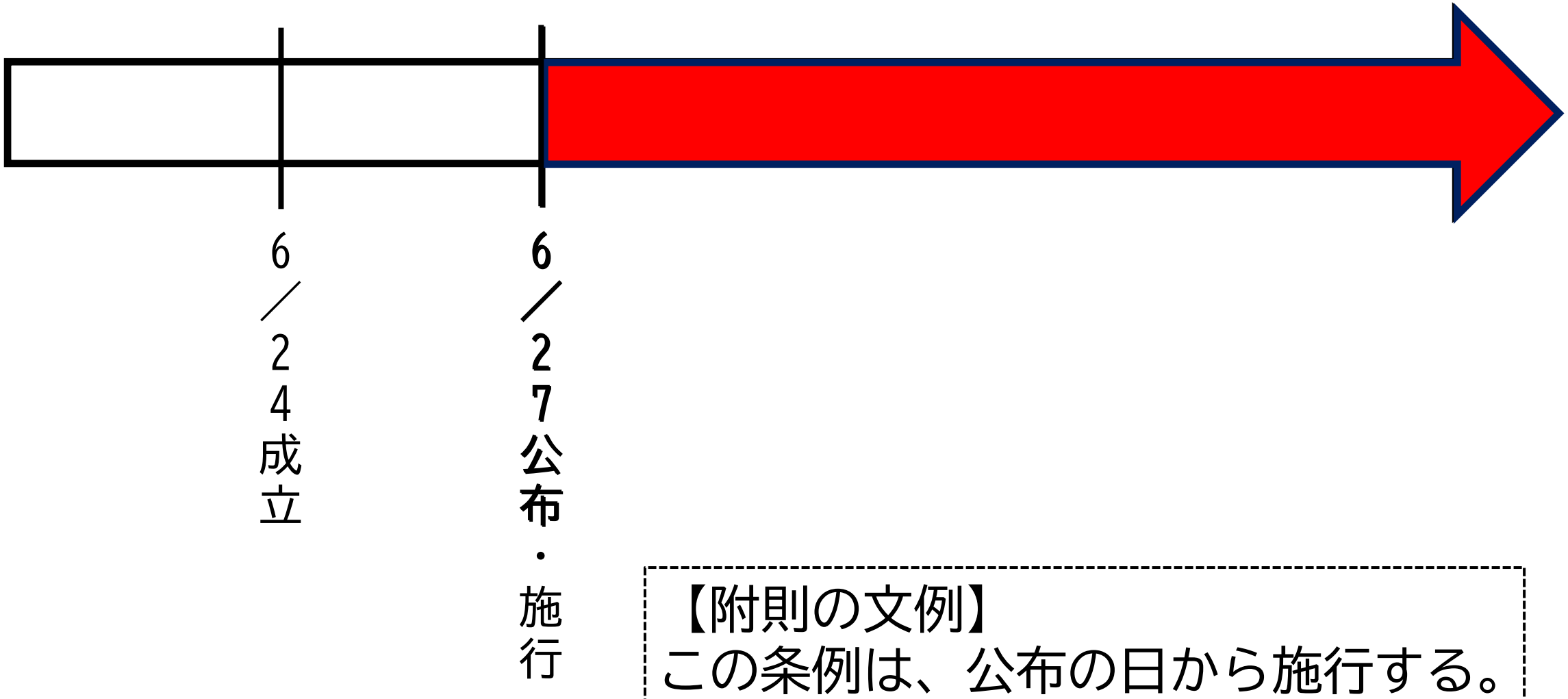
※近年は、電磁的記録（電子ファイル）を地方公共団体のホームページに掲載するところも増えている。

条例の公布と施行　※公布から効力の発動（施行）までに間がある場合



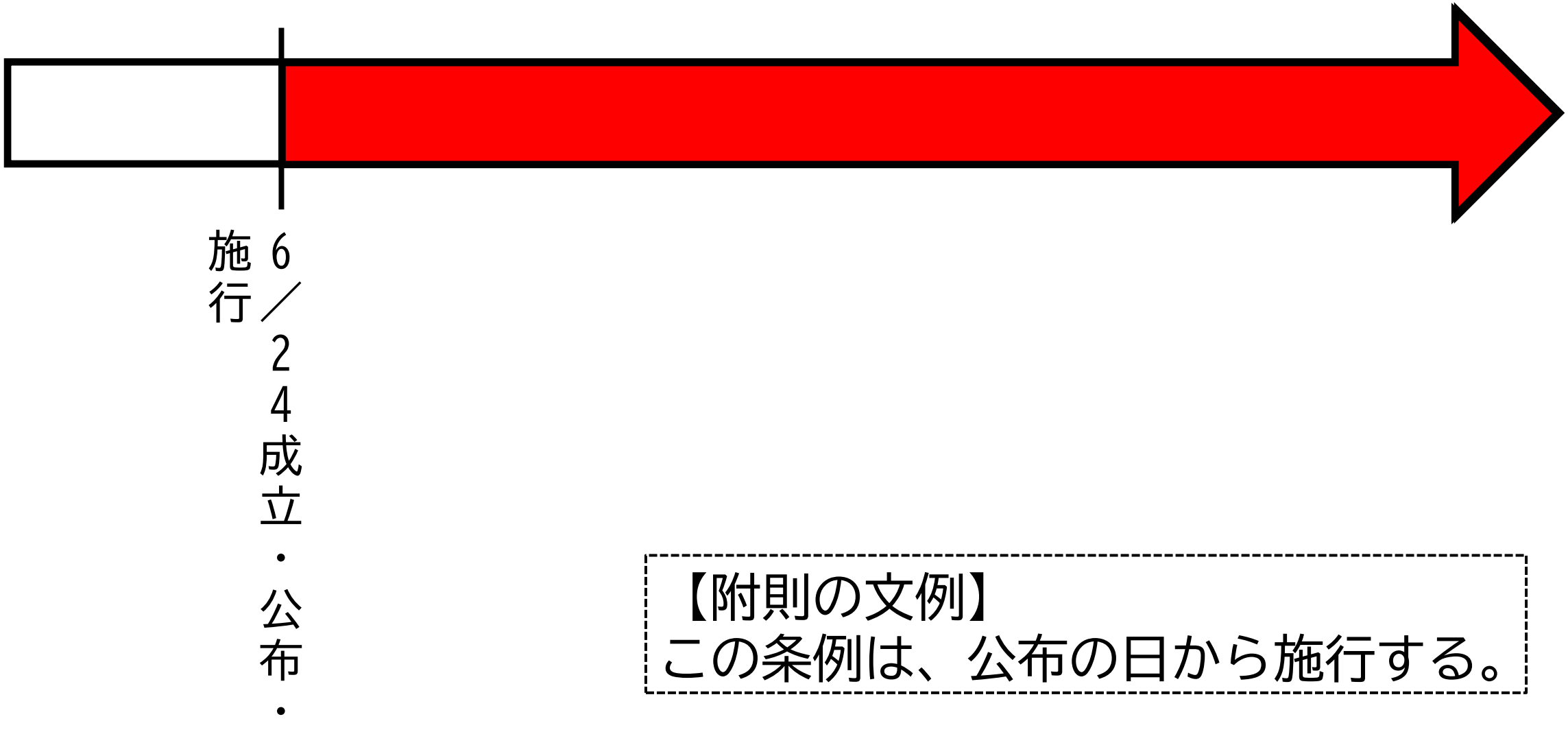
【附則の文例】
この条例は、令和〇年７月１日から施行する。

条例の公布と施行　※公布と同時に効力を発動させる場合



【附則の文例】
この条例は、公布の日から施行する。

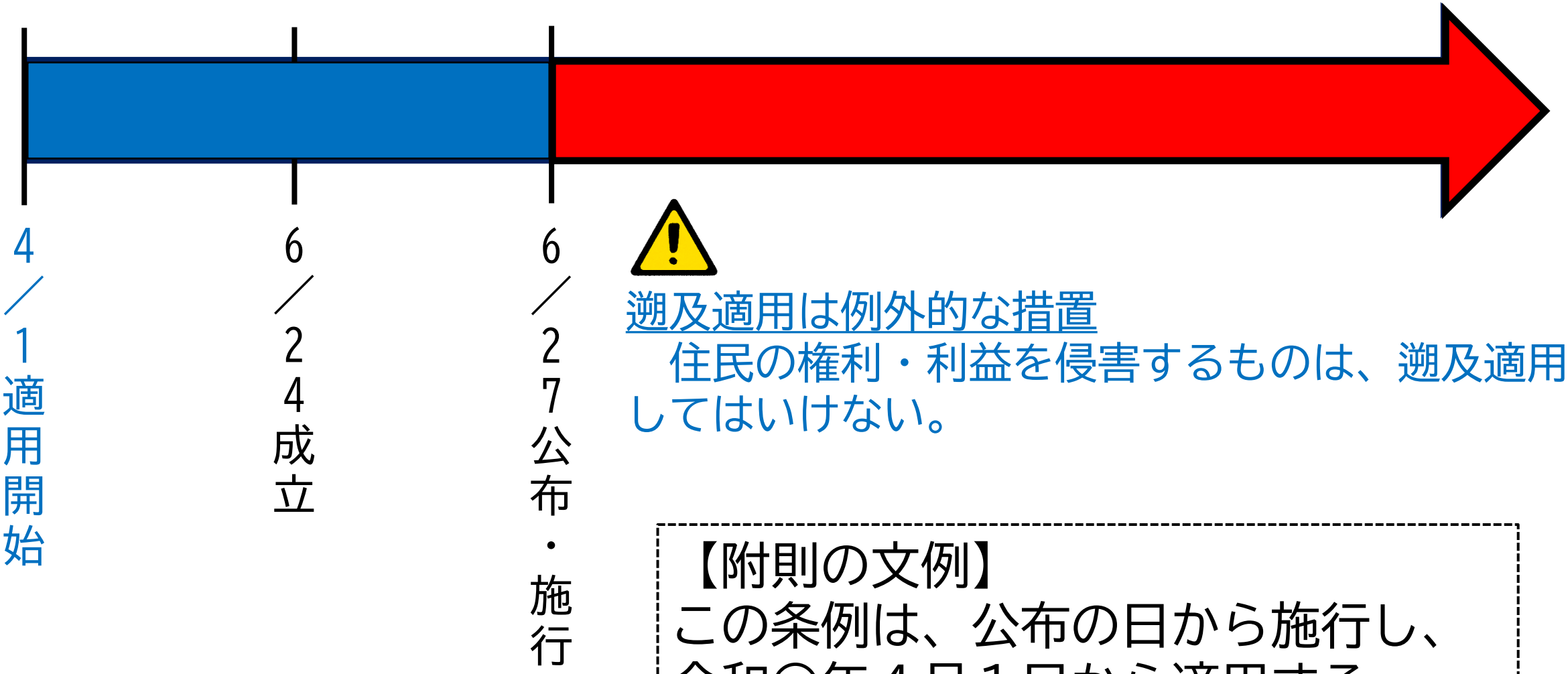
条例の公布と施行　※成立した日に公布・施行してしまう場合



【附則の文例】
この条例は、公布の日から施行する。

条例の公布と施行（遡及適用）

※遡って効力を発動させる場合



遡及適用は例外的な措置

住民の権利・利益を侵害するものは、遡及適用してはいけない。

【附則の文例】
この条例は、公布の日から施行し、令和〇年４月１日から適用する。

検証対象とする条例について

No.	例規名称	制定年月日	種別番号	種別	備考
1	お腹の赤ちゃんを大切にする加賀市生命尊重の日条例	平成29年6月26日	条例第27号		
2	加賀市読書活動推進条例	令和3年6月22日	条例第29号		議会議案
3	加賀市議会基本条例	平成23年3月17日	条例第13号	議会関連条例	
4	加賀市議会の議員の定数を定める条例	平成25年3月26日	条例第39号	議会関連条例	
5	加賀市議会の定例会の回数を定める条例	平成17年10月1日	条例第4号	議会関連条例	
6	加賀市議会委員会条例	平成17年11月9日	条例第218号	議会関連条例	
7	加賀市議会事務局設置条例	平成17年11月9日	条例第219号	議会関連条例	
8	加賀市議会政務活動費の交付に関する条例	平成25年2月26日	条例第3号	議会関連条例	
9	加賀市議会議員政治倫理条例	平成22年9月28日	条例第37号	議会関連条例	
10	加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例	令和5年9月27日	条例第27号		議会議案
11	加賀市市民主役条例	平成24年3月26日	条例第16号		議会議案
12	加賀市災害対策基本条例	平成29年6月26日	条例第32号		議会議案
13	加賀市地域交通基本条例	平成23年3月17日	条例第3号		
14	加賀市男女共同参画推進条例	平成17年10月1日	条例第163号		
15	加賀市いじめから子どもを守る条例	平成29年6月26日	条例第31号		議会議案
16	加賀市図書等自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例	平成17年10月1日	条例第115号		
17	加賀市スポーツ推進条例	令和5年9月27日	条例第28号		議会議案
18	加賀市手話言語条例	平成29年3月23日	条例第12号		
19	加賀市の地域医療を守る条例	平成27年6月22日	条例第45号		議会議案
20	加賀市民の環境及び安全を守る条例	平成17年10月1日	条例第142号		
21	加賀市柴山潟等の良好な水環境を未来へつなぐ条例	令和6年12月16日	条例第42号		
22	加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例	平成24年12月18日	条例第38号		議会議案
23	加賀市乾杯条例	平成29年3月23日	条例第18号		議会議案

○本特別委員会で検証を行わない条例

	『議会関連条例』は、議会運営委員会や議会活性化特別委員会において、常に検証することが可能であることから、本特別委員会では検証を行わない。
	加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例は、総務経済委員会で検証を実施することを予定していることから、本特別委員会では検証を行わない。
	これらの条例については、制定から日も浅いことから、検証を行わない。

○本特別委員会で検証を行う条例

上記の一覧表から【本特別委員会で検証を行わない条例】10件を差し引いた、13件の内から　**3件程度**を選んで検証することとする。